

会則の改定（案）

会則の一部改定新旧対照表（下線は変更部分を示す。）

現 行	改 正	摘 要
（理事担当） 第 34 条 （略） 2. （略） 3. 理事会は第 2 条に定める本会の事業を推進するため、以下の委員会を常置するほか必要な場合には臨時委員会を設けることができる。委員会に関する規定及び委員は理事会で定める。委員の任期は役員の改選期に準じた 2 年とし、再任を妨げない。 （1） 編集委員会 （2） 学会賞選考委員会 4. ～7. （略）	（理事担当） 第 34 条 （略） 2. （略） 3. 理事会は第 2 条に定める本会の事業を推進するため、以下の委員会を常置するほか必要な場合には臨時委員会を設けることができる。委員会に関する規定及び委員は理事会で定める。委員の任期は役員の改選期に準じた 2 年とし、再任を妨げない。 （1） 編集委員会 （2） 学会賞選考委員会 （3） <u>災害対応委員会</u> 4. ～7. （略）	常設委員会の創設のため